

○認知機能検査運用要領の制定について(通達)

(平成 29 年 2 月 27 日岡運免第 77 号警察本部長例規)

改正 平成 31 年 4 月 23 日岡運免第 238 号 令和 2 年 3 月 31 日岡務第 307 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 255 号 令和 4 年 6 月 2 日岡運免第 369 号
令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号 令和 5 年 10 月 23 日岡運免第 678 号
令和 7 年 3 月 19 日岡運免第 253 号

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、別添のとおり認知機能検査運用要領を制定し、平成 29 年 3 月 12 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、認知機能検査員講習実施要領の制定について(通達)(平成 21 年 4 月 30 日岡運免第 142 号例規)及び認知機能検査実施要領の制定について(通達)(平成 21 年 5 月 21 日岡運免第 160 号例規)は、廃止する。

別添

認知機能検査運用要領

第 1 趣旨

この要領は、認知機能検査の運用に関する規程(平成 29 年岡山県公安委員会規程第 1 号。以下「規程」という。)第 8 条の規定に基づき、認知機能検査(以下「検査」という。)、検査の実施に必要な技能及び知識に関する岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う講習(以下「講習」という。)並びに検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査(以下「審査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 運用体制

検査関係業務の適正な運用を図るため、交通部運転免許課長(以下「運転免許課長」という。)を運用責任者として、次に掲げる事項を行わせるものとする。

- 1 関係所属及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 検査の実施及び検査結果の総括に関すること。
- 3 公安委員会から検査の委託を受けた法人(以下「検査機関」という。)の指導監督に関すること。
- 4 講習の計画及び実施に関すること。
- 5 審査の可否の判定に関すること。
- 6 その他検査関係業務の運営に関すること。

第 3 検査

- 1 検査の種別等

検査の種別及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 更新時認知機能検査

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 101 条の 4 第 2 項に規定する運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(以下「免許証等」という。)の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が 75 歳以上の者に対して行う検査

(2) 臨時認知機能検査

法第 101 条の 7 第 1 項に規定する認知機能が低下した場合に行われやすいものとして道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 37 条の 6 の 4 で定める行為をした 75 歳以上の者(運転免許を現に受けている者に限る。)に対して行う検査

(3) 任意の認知機能検査

法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者又は同項第 5 号に規定する特定取消処分者のうち、法第 89 条第 1 項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が 75 歳以上の者に対して行う検査並びに(1)及び(2)によらず任意に行う検査

2 検査員

検査は、規程第 6 条に規定する者(以下「検査員」という。)が実施するものとする。

なお、検査機関が検査を実施する場合は、認知機能検査員名簿(様式第 1 号)を備え付け、名簿に登載された検査員が検査を行うものとし、名簿は検査機関において長期間保存するものとする。

3 検査の通知

運転免許課長は、臨時認知機能検査の通知を受けた者が、やむを得ない理由がないにもかかわらず、定められた期間内に検査を受けないと認めるときは、法第 104 条の 2 の 3 第 3 項の規定によりその者の免許を取り消し、若しくはその効力を停止し、又は第 106 条の 2 第 2 項の規定によりその者の仮免許を取り消すことができることとされていることから、速やかに交通部運転管理課長へ報告するものとする。

4 受検者の確認

検査の実施に際しては、検査を受けようとする者(以下「受検者」という。)から、認知機能検査受検申請書(様式第 2 号)の提出を求めるものとし、検査に関する通知書及び免許証等により、受検者本人であることを確認するものとする。

なお、免許証等を紛失したこと等の理由により、免許証等によって受検者本人であることを確認することができない場合には、その他の本人確認書類により受検者本人であることを確認するものとする。

5 検査の実施要領

検査の実施要領については、運転免許課長が別に定めるものとする。

なお、検査に当たっては、検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレット端末を活用することとしても差し支えない。

6 検査用紙及び採点補助用紙の保存

- (1) 検査及び採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙は、交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)において保存するものとする。
- (2) 検査機関が検査を実施した場合は、検査終了後、検査用紙及び採点補助用紙を運転免許課に送付させるものとする。
- (3) 検査用紙のうち問題用紙については、保存することを要しないものとする。
- (4) タブレット端末により検査を行う場合は、検査用紙及び採点補助用紙に相当する電磁的記録の保存をもって代えることができるものとする。

7 検査機関による公安委員会への報告

(1) 検査結果の報告

検査機関において検査を実施したときは、認知機能検査実施結果報告書(様式第3号)に認知機能検査受検申請書を添付し、速やかに検査結果を運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

- (2) 報告内容は、検査を受けた者の氏名、生年月日、性別、免許証番号又は免許情報記録番号、検査場所、検査番号、検査日時、採点結果、採点種別その他公安委員会が必要と認めるものとする。

(3) 受検者から申出のあった苦情や不服の内容等の報告

検査機関は、検査結果について受検者から苦情や不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び不服の内容並びにこれらの対応状況を記録し、速やかに運転免許課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

8 指導及び監督

- (1) 運転免許課長は、検査機関に対し、検査の立会い、備付け書類の点検その他の指導及び監督を随時行うものとし、指導及び監督に当たっては、必要な報告及び資料の提出を求めることができる。
- (2) 運転免許課長は、検査機関の検査員の技術及び知識の向上に資するため、検査機関の検査員に対する研修を行うことができる。
- (3) 検査機関は、研修の通知を受けたときは、対象となる検査員を受講させなければならない。

第4 講習

1 受講資格

講習を受けようとする日において、年齢が21歳以上の者とする。

2 講習の公示

講習を実施しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 期日及び場所
- (2) 受講資格

- (3) 申請手続に関する事項
- (4) 講習手数料
- (5) その他講習の実施に関し必要な事項

3 申請書の受理

受講を希望する者に対しては、認知機能検査員講習受講申請書(様式第4号)の提出を求めるものとする。

4 講習の実施

(1) 講師

講習の講師は、警察庁が指定する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した警察職員とする。

(2) 講習項目等

講習の項目、内容及び時間は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる研修又は講習を終了した者にあつては、同表の1及び2の項目を省略して実施することができる。

ア 自動車安全運転センターが平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に実施した次に掲げる研修

(ア) 新任運転適性指導員研修

(イ) 運転適性講習指導員研修

イ 自動車安全運転センターが平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に実施した高齢者講習指導員研修

ウ 自動車安全運転センターが平成20年9月1日から同年10月31日までの間に実施した高齢者講習指導員補充講習

エ 平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者に対して実施する公安委員会が指定する研修

オ その他これらに準ずると認められるもの

(3) 講習方法

ア 別表の1の項目に係る講習方法は、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

イ 別表の2の項目に係る講習方法は、実情に応じて作成された資料を用いて、講義形式により行うものとする。

ウ 別表の3の項目に係る講習方法は、別に定める要領を活用して、次により行うものとする。

(ア) 講義形式により、検査実施に当たっての心構え、検査の実施要領、検査の採点及び検査結果の通知について行うこと。(40分)

(イ) 講師等による検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑応答を行うこと。(40分)

(ウ) 受講者を 2 人 1 組とし、相互に検査の模擬実施を行うこと。(60 分)

(エ) 模擬実施後の受講者からの質疑応答を行うこと。(10 分)

5 終了証の交付等

(1) 終了証の交付

講習を終了した者に対しては、終了証(様式第 5 号)を交付するものとする。

(2) 終了者名簿の作成

終了証を交付する場合は、被交付者を認知機能検査員講習終了者名簿(様式第 6 号)に登載するものとする。

(3) 終了証の再交付

終了証の交付を受けた者から、当該終了証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことによる再交付の申出を受けたときは、認知機能検査員講習終了証再交付申請書(様式第 7 号)の提出を求めた上、終了証を再交付するものとする。

第 5 審査

1 審査の方法

審査は、次のいずれかに該当する者であることを、その経歴を確認して行うものとする。

(1) 認知症の専門医

(2) 警察庁又は都道府県警察が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習又は研修を終了した者

(3) 自動車安全運転センターが実施する認知機能検査員課程を終了した者

(4) 自動車安全運転センターが平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に実施した高齢者講習指導員課程を終了した者

2 申請書の受理

審査を希望する者に対しては、認知機能検査員審査申請書(様式第 8 号)に、1 の(1)から(4)までのいずれかに該当することを証する書類を添付して申請することを求めるものとする。

3 合格証の交付等

(1) 合格証の交付

審査に合格した者に対しては、合格証(様式第 9 号)を交付するものとする。

(2) 合格者名簿の作成

合格証を交付する場合は、被交付者を認知機能検査員審査合格者名簿(様式第 10 号)に登載するものとする。

(3) 合格証の再交付

合格証の交付を受けた者から、当該合格証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したことによる再交付の申出を受けたときは、認知機能検査員審査合格証再交付申請書(様式第 11 号)の提出を求めた上、合格証を再交付するものとする。

第6 文書の保存

文書の保存は次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
認知機能検査受検申請書	運転免許課	5年
検査用紙及び採点補助用紙	運転免許課	4年
認知機能検査実施結果報告書	運転免許課	1年
認知機能検査員講習受講申請書	運転免許課	5年
認知機能検査員講習終了者名簿	運転免許課	長期
認知機能検査員講習終了証再交付申請書	運転免許課	1年
認知機能検査員審査申請書	運転免許課	1年
認知機能検査員審査合格者名簿	運転免許課	長期
認知機能検査員審査合格証再交付申請書	運転免許課	1年

別表

項目	内容	時間
1 高齢者と認知症の実態及び基礎理論	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 (2) 認知症の症状と対応方法	90分
2 高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 運転免許証の自主返納等及び運転経歴証明書又は運転経歴情報記録個人番号カード (5) 安全運転相談	60分
3 認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施(ロールプレイング)	150分

様式第1号

認知機能検査員名簿

[別紙参照]

様式第2号

認知機能検査受検申請書

[別紙参照]

様式第3号

認知機能検査実施結果報告書

[別紙参照]

様式第 4 号

認知機能検査員講習受講申請書

[別紙参照]

様式第 5 号

終了証

[別紙参照]

様式第 6 号

認知機能検査員講習終了者名簿

[別紙参照]

様式第 7 号

認知機能検査員講習終了証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 8 号

認知機能検査員審査申請書

[別紙参照]

様式第 9 号

合格証

[別紙参照]

様式第 10 号

認知機能検査員審査合格者名簿

[別紙参照]

様式第 11 号

認知機能検査員審査合格証再交付申請書

[別紙参照]